

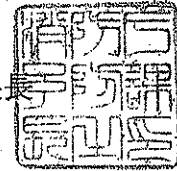


消防予第255号

平成20年10月1日

各都道府県消防防災主管部長 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 殿

消防庁予防課長



個室ビデオ店等に係る緊急調査及び防火対策の徹底について

10月1日未明に発生した大阪府大阪市の個室ビデオ店の火災（別紙1参照）において死者15名、負傷者10名の犠牲が出たことは誠に遺憾です。

当庁においては、火災発生後直ちに職員を現地に派遣し、関係当局とも協力の上、調査を行っているところです。

今後、類似の火災の発生を防止するために、個室ビデオ店等における防火対策について下記の1により調査を行うようお願いします。

また、調査等に当たっては、下記の2に示す留意事項に配慮して、重点的に改善指導を図るとともに、消防法令違反等の防火安全上の不備事項が認められた場合には、違反処理基準に基づき早急に所要の措置を講ずるようお願いします。併せて、消防法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第215号）等が本日施行され、すべての個室ビデオ店等に自動火災報知設備の設置が義務づけられていることから、早期の設置促進の指導に努めるようお願いします。

なお、個室ビデオ店等に係る防火対策の調査に当たっては、国土交通省住宅局建築指導課長から都道府県建築主務部長あてに別紙2のとおり通知されているので、必要に応じて建築部局と連携を図り、防火安全対策の徹底に努めてください。

各都道府県消防防災主管部長にあつては、貴都道府県内の市町村に対してその旨周知するようお願いします。

なお、本通知は、消防組織法第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 調査について

(1) 調査対象

防火対象物の全部又は一部を消防法施行令別表第1(2)項ニに掲げる用途に供しているもの（下記ア～オ参照）。

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和59年政令第319号）第2条第1号に規定する興行場（客の性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の映像を見せる興行の用に供するものに限る。）

イ カラオケボックス

ウ 個室（これに類する施設を含む。）において、インターネットを利用させ、又は漫画を閲覧させる役務を提供する業務を営む店舗

エ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業を営む店舗

オ その他消防機関で把握しているこれらと同様の防火対象物又はその部分

(2) 調査内容

調査様式の各調査内容について調査を行い回答願います。

(3) 調査様式

ア 実態調査表 ……………様式1

イ 過去10年間の火災事例 ……………様式2

※調査様式については別途メールにて送付します。

(4) 回答要領

ア 消防本部（東京消防庁・各指定都市消防本部を除く。）

各様式に必要事項を記入の上、都道府県消防防災主管部まで回答願います。

イ 都道府県及び東京消防庁・各指定都市消防本部

各様式を活用し、管内各消防本部からの回答をひとつのシートに取りまとめ、電子データにより消防庁予防課担当へ回答願います。

ウ その他

各都道府県及び各消防本部は調査様式をマイクロソフトエクセルにて作成し、ファイル名を「〇〇県」及び「〇〇県〇〇消防本部（局）」とし、送付願います。

(5) 備考

ア 集計の関係上、数字データについては、半角で入力し、また、調査様式のセルの結合等様式の変更は行わないよう願います。

イ 様式1のエラーチェックについては、1項目に回答が2以上記入されている場合、記入漏れの場合、文字列入力となっていた場合等に表示されることが大半であると考えられますので注意願います。

ウ 様式2については、過去10年間に発生した令別表第1(2)項ニに掲げる防火対象物での火災事例を記入願います。

(6) 回答期限

平成20年10月31日（金）

2 留意事項について

- (1) 火気管理が適切になされていること。
- (2) 階段、通路など避難経路が適切に管理されていること。
- (3) 火災時において従業者による避難誘導、通報等がなされる体制が確保されていること。
- (4) 自動火災報知設備が設置されている場合、地区音響装置の停止や電源遮断がないこと。

総務省消防庁予防課

村井・工藤

e-mail : m2.kudou@soumu.go.jp

電話 03-5253-7523

大阪市浪速区個室ビデオ店火災概要

平成20年10月1日

1 発生日時等

発生時刻：平成20年10月 1日調査中
覚知時刻：平成20年10月 1日 2時59分
鎮圧時刻：平成20年10月 1日 4時33分
鎮火時刻：平成20年10月 1日調査中

2 発生場所

住 所：大阪府大阪市浪速区難波中3丁目3番23号
建物名称：桧ビル
用 途：調査中

3 建物概要

構造：RC造
階数：地上7階建て
建築面積：262m²
延面積：1,318m²
収容人員：92人
焼損程度：部分焼

階別状況	7階 居宅	82m ²
	6階 居宅	136m ²
	5階 事務室	196m ²
	4階 事務室	206m ²
	3階 事務室	206m ²
	2階 空室・閉鎖	217m ²
	1階 事務室・個室ビデオ	254m ²

4 死傷者等

死者：15人
負傷者：10人

5 消防用設備等

消火器、屋内消火栓、自動火災報知設備、避難器具、誘導灯、連結送水管

6 消防庁の対応

10月 1日(水)

04時37分：大阪市消防局から第1報受領をし、情報収集及び対応開始する。消防庁第一次応急体制。

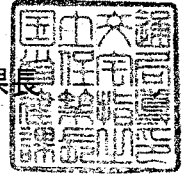
06時41分：消防法第35条の3の2の規定に基づき消防庁長官の火災原因調査を発動し、消防庁職員7名現地派遣。



国住指第 2541 号
平成 20 年 10 月 1 日

各都道府県建築主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課



個室ビデオ店等に係る緊急点検について

10月1日未明に発生した大阪府大阪市の個室ビデオ店の火災において死者15名、負傷者10名の犠牲が出たことは誠に遺憾である。

この火災については、現在関係当局により原因等の究明が行われているところであるが、かかる火災の被害を防止するため、消防部局と連携を図りながら、下記により個室ビデオ店等の状況について緊急に立入検査等をお願いする。

なお、貴管内特定行政庁に対して、この旨を周知するとともに、貴都道府県において貴管内特定行政庁における点検結果をとりまとめて、当職まで報告をお願いする。

記

1. 点検対象

以下のアからオまでのいずれかに該当する用途に供している建築物又は建築物の部分（建築確認申請等の手続きがなされていない物件を含む。）

- ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和59年政令第319号）第2条第1号に規定する興行場（客の性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の映像を見せる興行の用に供するものに限る。）
- イ カラオケボックス
- ウ 個室（これに類する施設を含む。）において、インターネットを利用させ、又は漫画を閲覧させる役務を提供する業務を営む店舗
- エ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業を営む店舗
- オ その他これらと同様の用途に供する建築物

2. 報告事項

別記様式のとおり

3. 報告期限

平成20年10月31日（金）時点の状況について平成20年11月5日（水）までに下記担当に報告すること。

4. その他

別添のとおり、個室ビデオ店等に係る緊急調査及び防火対策の徹底について、総務省消防庁予防課長から都道府県消防防災主管部長等あて通知されているので、点検に当たっては、これを参考に消防部局と十分に連携を図られたい。

担 当：国土交通省住宅局建築指導課建築物防災対策室 阿部、岡島、森川

電 話 03-5253-8111（内線39-567、39-569）

F A X 03-5253-1630

mailto: okajima-t24m@mlit.go.jp

morikawa-t2dq@mlit.go.jp